

尾花沢市 公園整備計画

令和7年3月

尾花沢市

〈目 次〉

第1章 公園整備計画の概要

- 1. 策定の背景と目的 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 対象区域と目標年次 2

第2章 公園の現状と課題

- 1. 公園の数と面積 4
- 2. 公園の位置 4
- 3. 各公園の概要と機能 5
- 4. 公園に関する意識調査 6

第3章 公園の整備に関する今後の方針

- 1. 公園の整備に関する体系図 8
- 方針①利便性の高い公園の配置 9
- 方針②ボール遊びが可能なのびのび遊べる公園の整備 10
- 方針③防災機能と防犯機能の充実 10
- 方針④計画的な遊具・設備の更新 11
- 2. 公園計画スケジュール 11

第 1 章 公園整備計画の概要

1. 策定の背景と目的

本市の都市計画公園は市全域で5箇所あり、そのすべてが都市計画区域内に整備されています。都市公園法施行令で規定されている「住民一人当たり10㎡以上」の基準を満たしているものの、住宅地エリアに公園が少なく整備を望む声が多く出されています。また、公園は冬になると堆雪場として活用されていますが、災害時の避難場所としての役割を持たせつつ、市民交流を図れる機能整備に取り組み、地域特性に応じた公園空間としての多機能化を進める必要があります。

本市では、令和3年5月に策定した「第7次尾花沢市総合振興計画」に基づき、まちづくりの総合的な方針を定めるための「第2次尾花沢市都市計画マスタープラン」を令和4年3月に策定し、計画の全体構想に公園緑地の整備方針を示しましたが、現状の課題を整理しつつ、より具体的な公園の配置や維持管理手法、機能等の整備方針を示すため本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

第7次尾花沢市総合振興計画



第2次尾花沢市都市計画マスタープラン



尾花沢市公園整備計画

尾花沢市公園整備計画は、「第7次尾花沢市総合振興計画」に掲げる主要施策、「第2次尾花沢市都市計画マスタープラン」に示した公園緑地の整備方針を踏まえつつ、快適で充実した公園環境像を実現していくために必要となる公園整備の基本的な考え方を整理していきます。

また、現状と課題を整理するとともに、市民の皆様の声や社会経済状況の変化、時代の潮流等も考慮しながら策定を進めます。

3. 対象区域と目標年次

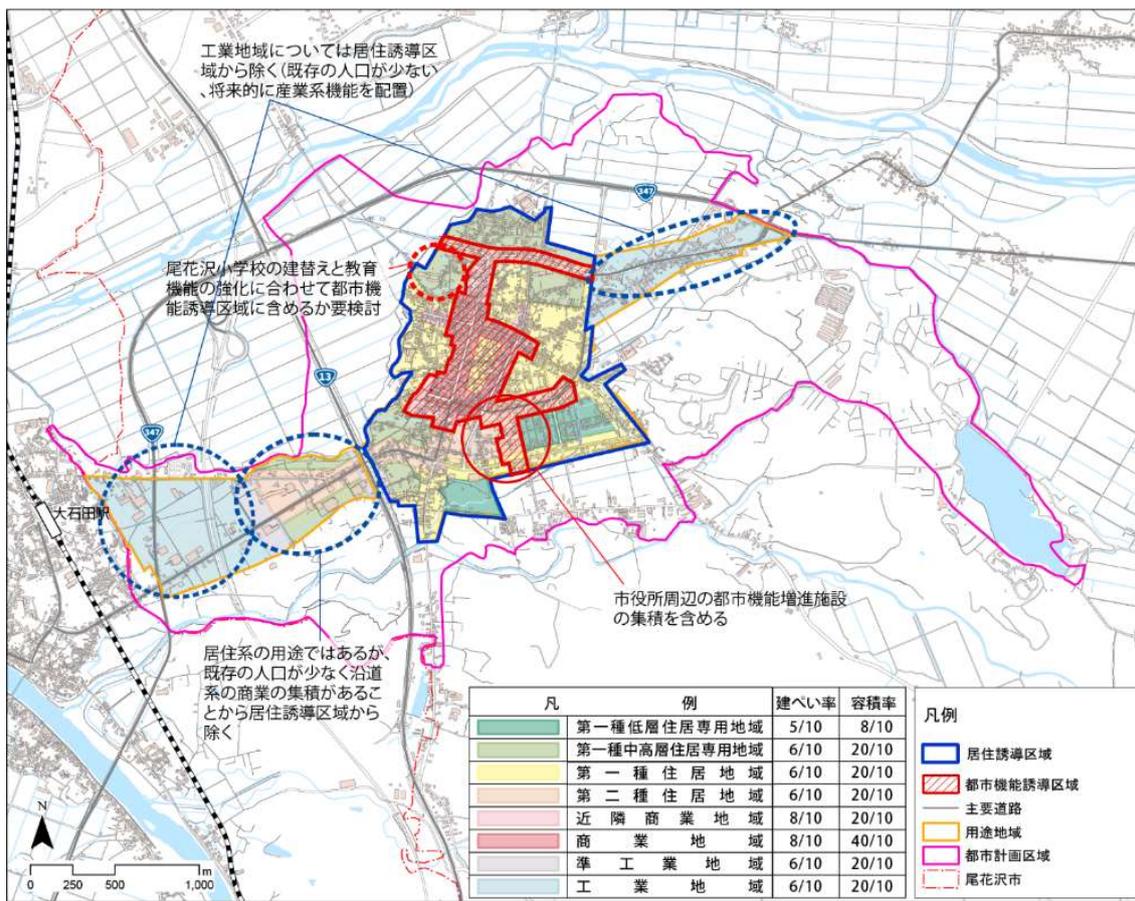
1) 対象区域

本市では「第2次尾花沢市都市計画マスタープラン」の策定に合わせ「尾花沢市立地適正化計画」を策定しており、居住誘導区域を定めています。また、本市の都市計画公園はすべて都市計画区域内に位置しており、居住誘導区域内における快適な住環境に寄与していることから、対象区域を都市計画区域内とします。

2) 目標年次

最上位計画である第7次総合振興計画の目標年次が令和12年(2030年)であるため、同年を目標年次とし、新たな総合振興計画策定時に計画の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行います。

都市計画区域(ピンク線部)



第2章 公園の現状と課題

1. 公園の数と面積

本市では5箇所の都市計画公園を設置しています。そのうち、尾花沢運動公園は16.90haと大規模な運動公園で、その他4公園はいずれも街区公園となっています。

表 都市計画公園一覧

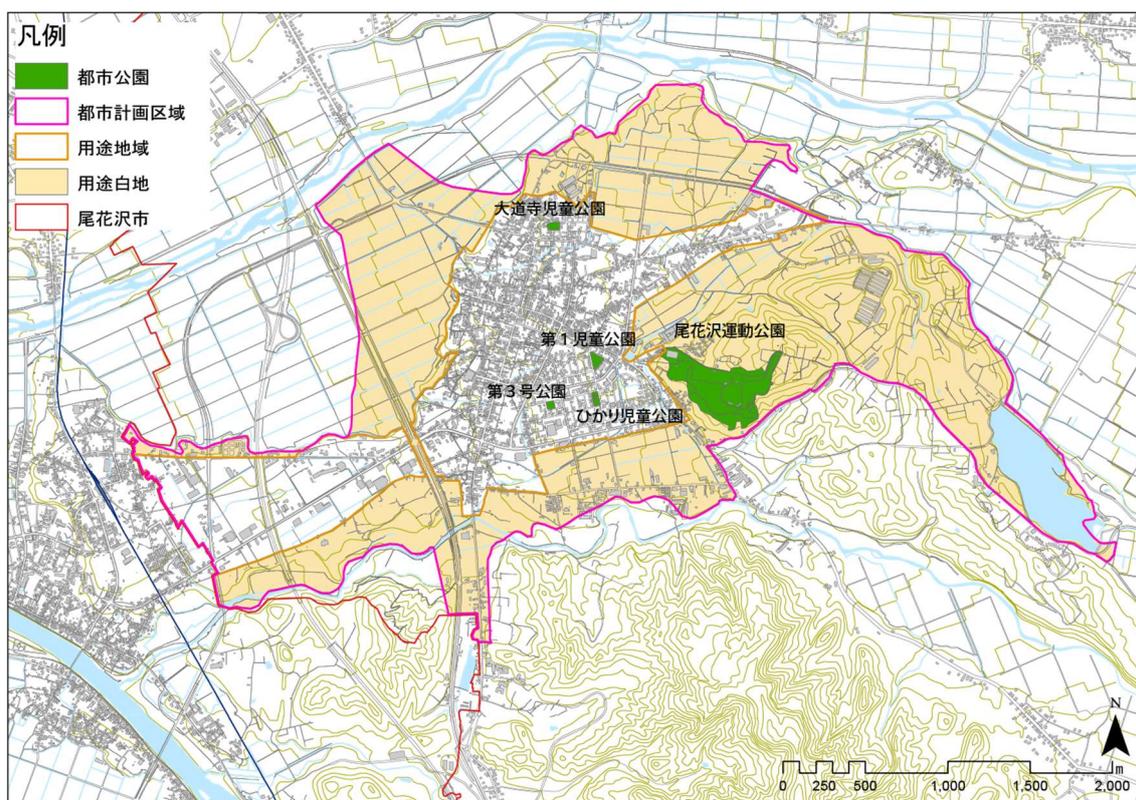
| 名称 | 面積(ha) |
|---------|--------|
| 尾花沢運動公園 | 16.90 |
| 大道寺児童公園 | 0.35 |
| 第3号公園 | 0.18 |
| ひかり児童公園 | 0.32 |
| 第1児童公園 | 0.32 |
| 計 | 18.07 |

※街区公園・・・広さが概ね0.25ha、利用者からの距離が250m
他、近隣公園(2.0ha)500m、地区公園(4.0ha)1kmとして基準が設けられている。

2. 公園の位置

4公園(大道寺児童公園、第3号公園、ひかり児童公園、第1児童公園)は、土地区画整理事業に伴い区域内に整備されたものであり、古くからの市街地においては都市計画公園が不足している状況にあります。

図 都市計画公園位置図



3. 各公園の概要と機能

それぞれの公園の整備年数や機能については、以下のとおりとなります。

表 都市計画公園（街区公園）の整備時期と機能

| 公園名 | 設置年月 | 遊具 | ベンチ | トイレ | 水飲み |
|-------|------|----|-----|-----|-----|
| 第1公園 | H9 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ひかり公園 | H9 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大道寺公園 | S42 | ○ | ○ | ○ | × |
| 第3号公園 | H10 | × | × | × | × |

| 樹木 | ゴミ箱 | 利用ルール | 防犯 | 防災 | 冬期間利用 |
|----|-----|-------|----|----|-------|
| ○ | × | ○ | × | × | ○ |
| ○ | × | ○ | × | × | ○ |
| ○ | × | ○ | × | × | ○ |
| ○ | × | ○ | × | × | ○ |

表 都市計画公園（運動公園）の整備時期と機能

| 名 称 | 施設概要 | | | | |
|-------------|---|-----------|------------|------------|--------------------|
| | 敷地面積 | 建築面積 | 延べ床面積 | 構造 | アリーナ |
| 尾花沢市体育館 | 10,521.27㎡ | 2,339.90㎡ | 3,966.49㎡ | 鉄骨鉄筋コンクリート | 40.6m×33m=1,339.8㎡ |
| | ソフトバレーボール6面・テニス2面・卓球18面・柔道50畳・ハンドボール1面・バレーボール2面・バドミントン6面・フットサル2面・フィットネス(エアロバイク14・トレッドミル3他14マシン) | | | | |
| | 昭和50年7月31日竣工 | | H14・3・25竣工 | | |
| 尾花沢市総合球場 | 野球場(内野3,336㎡・外野8,341㎡・外周626㎡ 合計12,303㎡) 照明灯 4基 | | | | |
| | H14年12月10日竣工 | | | | |
| | メインスタンド(1F203.95㎡ 2F238.71㎡ 合計442.66㎡) | | | 鉄筋コンクリート | |
| | スコアボード(1F137.77㎡ 2F84.72㎡ 3F92.24㎡ 合計314.73㎡) | | | 鉄骨 | |
| | ダッグアウト(31.48㎡×2箇所 合計62.96㎡) | | | 鉄筋コンクリート | |
| 尾花沢市サブグラウンド | 敷地面積 3,600㎡ | | | クレイ舗装 | |
| | 少年サッカー場 70m×100m | | | 照明灯 4基 | |
| 尾花沢市スポーツロード | L=1,103m W=6.00m 面積6,620㎡ | | | 照明灯 15基 | |
| | H14年12月10日竣工 | | | | |
| 尾花沢市遊歩道 | L=1,448m W=3.00m 1km・2kmコース | | | 再生ウッドチップ舗装 | |

4. 公園に関する意識調査

第2次尾花沢市都市計画マスタープランを作成する際に行ったアンケート結果より、公園緑地に関する項目について以下のとおり整理しました。また、ワークショップで出された意見やアンケートの自由記述欄に記載された意見も参考とし、今後の方針を定めるための課題をまとめました。

| | 公園緑地の整備状況や利用しやすさ | | |
|------|------------------|-----------------|-----------------|
| | 市民アンケート | 高校生 | 中学生 |
| 満足度 | 39.5% | 52.4% | 64.2% |
| 要望1位 | 身近に遊べる公園や緑地の整備 | 子どもが遊ぶ遊具などの充実 | 子どもが遊ぶ遊具などの充実 |
| 要望2位 | 子どもが遊ぶ遊具などの充実 | 身近に遊べる公園や緑地の整備 | 身近に遊べる公園や緑地の整備 |
| 要望3位 | 防災機能を持った公園の整備 | ベンチ等の休憩場所の充実・更新 | ベンチ等の休憩場所の充実・更新 |

【ワークショップ・アンケート自由意見】

- ・県道東根尾花沢線西側に公園がない
- ・ボールが使える公園がない
- ・空き地等をボールが使える公園に
- ・公園を増やしてほしい
- ・安心安全な子どもが遊びたくなるような公園づくりをしてほしい 等

現在の機能や意識調査の結果を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

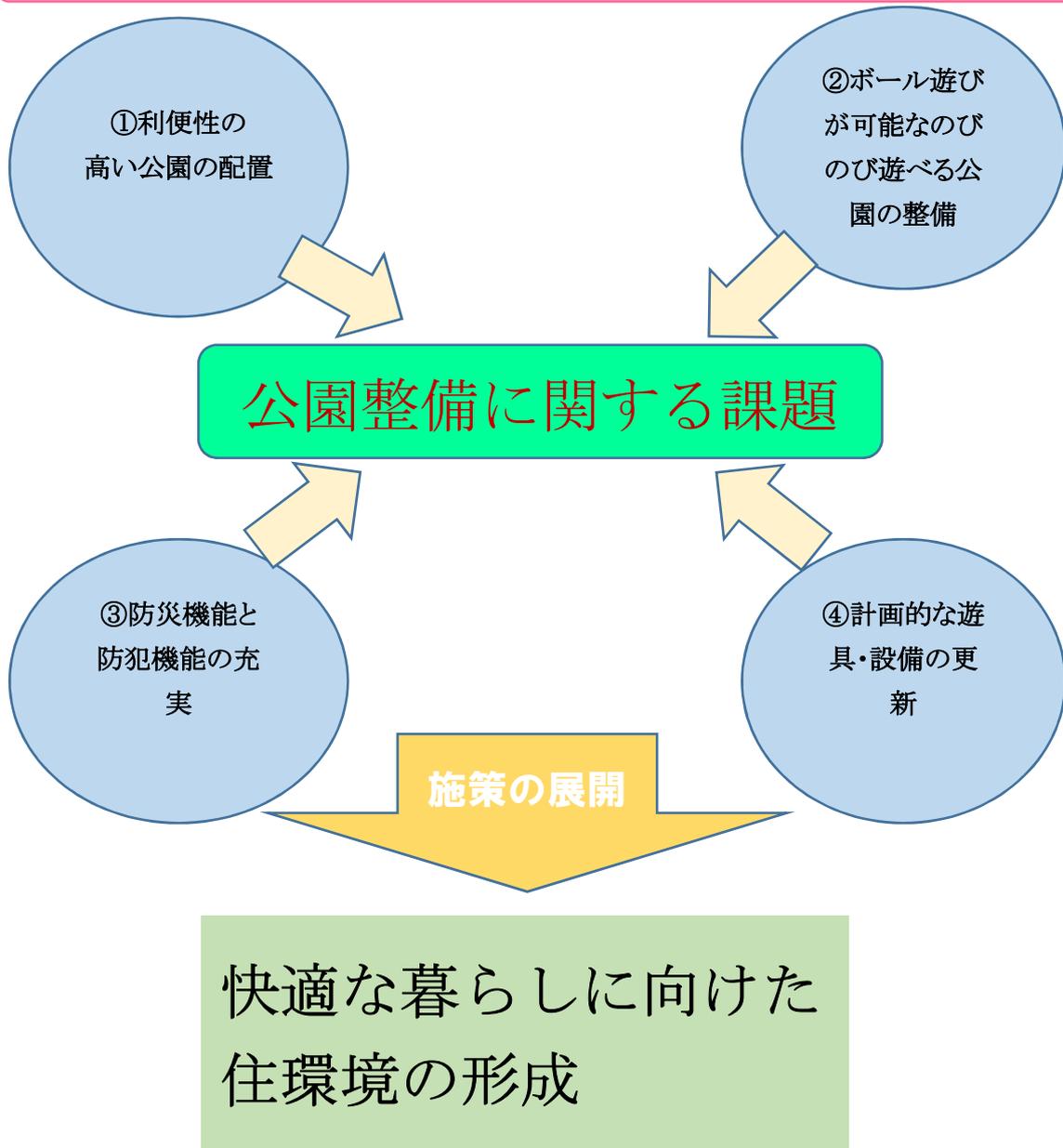
- ・公園の配置場所が偏っている
- ・ボール遊びのできる公園がない(⇒利用ルールが厳しい)
- ・ゴミ箱を設置しておらず、ゴミの不法投棄問題が発生している
- ・冬期間雪置き場として利用しているため、設備の劣化、損傷が早い
- ・頻発する災害に対応するため、災害時における公園の機能強化が必要

第3章 公園の整備に関する今後の方針

1. 公園整備に関する体系図

第2章で整理した課題を解決し、「第7次尾花沢市総合振興計画」及び「第2次尾花沢市都市計画マスタープラン」で定めた目標を達成するため、以下のとおり基本的な方針を示し、これに沿った整備を進めていきます。

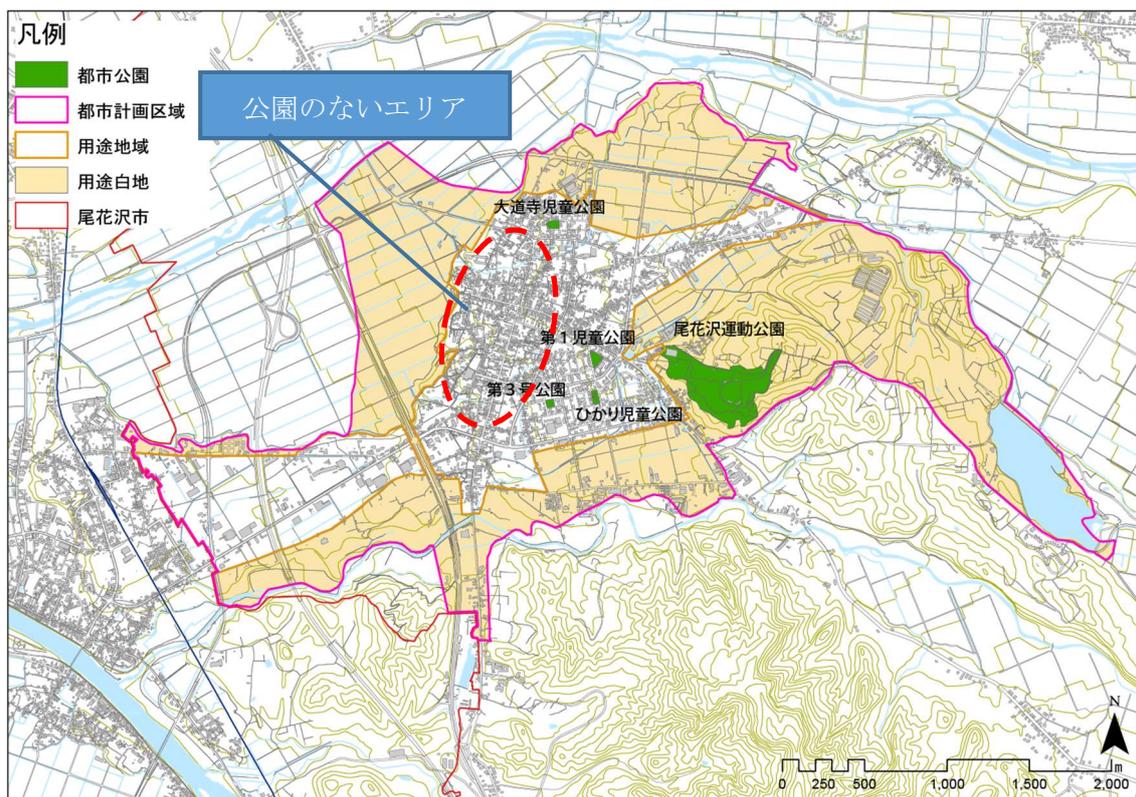
- 方針①利便性の高い公園の配置
- 方針②ボール遊びが可能なのびのび遊べる公園の整備
- 方針③防災機能と防犯機能の充実
- 方針④計画的な遊具・設備の更新



方針①利便性の高い公園配置

現在整備されている都市計画公園は、前述のとおり土地区画整理事業の際に整備されたものであり、古くから住宅地及び商業地となっている都市計画道路中学校躰気線より西側に都市計画公園がなく、偏った配置となっています。公園の整備は快適な暮らしに向けた住環境の形成を促進していくうえで、大変重要な要素であり、居住誘導区域または、本区域を取り囲む都市計画区域内に整備を進めていくことが望ましいと考えます。

整備の際は、利便性の高い適正な配置となるよう検討していきます。



<今後の進め方>

- 現在公園のない都市計画道路中学校躰気線より西側への公園整備を検討する。
- できる限り空き家・空き地となっている場所や今後予想される公共施設跡地を候補地とし、土地の有効活用を図る。

方針②ボール遊びが可能なのびのび遊べる公園の整備

市街地にある4つの都市計画公園は、街区公園に位置付けられる広さで、「ボール遊び」をするには十分なスペースがないことや他の利用者へボールがぶつかる等安全面を考慮し、公園内での「ボール遊び」を禁止しています。

しかしながら、小学生や中学生からは、キャッチボールやバスケットボールなどができる公園の整備を要望する声や、障がいをもった方も一緒に楽しめる公園の要望が多く出されており、今後整備する公園については、こういった意見を取り入れていく必要があります。

また、既存公園のボール遊びについても地区の区長や近隣住民の方々とコミュニケーションを図ったうえでルール作りを行う等緩和していくことも検討していきます。

<今後の進め方>

- 要望の多いのびのびとボール遊びができる、十分な広さの公園の整備を検討する。
- 障がいをもった方も遊べるインクルーシブ遊具設置を検討する。
- 場所については、十分な広さを確保でき、かつ、利便性を十分に考慮する。
- 既存公園のボール遊びについても、地域の方々の意見等を聞きながらルールの緩和を検討する

方針③防災機能と防犯機能の充実

公園は、日常的に憩いの場として活用されていますが、近年頻発する豪雨や地震などの災害時における避難場所になる等、非常に重要な側面を持っています。本市の都市計画公園には災害時に役に立つ防災ベンチ等の整備はされておらず、今後地域の防災力向上のためにも、防災機能の強化を図り、公園の多機能化を進めていく必要があります。

また、都市計画公園にはゴミ箱を設置しておらず、ゴミの持ちかえりを利用ルールの中に定めていますが、ポイ捨てやペットのフンなどの不法投棄が増加しています。

利用する方が安全に、快適に利用できるよう、防犯カメラ等の設置についても検討していきます。

<今後の進め方>

- 防災機能強化を図るための設備の導入
- 設備を活かすための地域との連携
- 利用する方の安全や不法投棄など犯罪に対応するための防犯カメラ導入

方針④計画的な遊具・設備の更新

本市の都市計画公園は、第3号公園を除き、遊具・トイレ・ベンチ等の設備が整備されており、計画的な設備の更新が必要です。

遊具については、冬期間公園を堆雪場に活用していることもあり、雪の重みに起因する損傷が発生しています。雪解け後については、利用者が安全に遊具を利用できるよう、定期的な遊具点検と必要に応じた修繕を継続します。また、遊具更新の際は、高齢者の利用も考慮し、幅広い世代が楽しめる遊具を選定していきます。

トイレについては、全ての公園において洋式化が完了しています。維持管理事業者と連携し、定期的に設備の点検と清掃を実施し、気持ち良く使えるよう管理していきます。また、設備においては防災機能や熱中症対策等を考慮しながら導入を検討していきます。

<今後の進め方>

- 利用者ニーズに合わせた遊具の更新
- 設備の定期的な点検による安全で快適な空間の形成
- 更新のタイミングに合わせて防災機能や熱中症対策等を考慮した設備を設置

2. 今後の公園計画スケジュール

| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----------------------------|------------------|-------------------|--------|----|-----|-----|-----|
| ① 利便性の高い公園の配置 | | | 用地検討開始 | | | | |
| ② ボール遊びが可能なびのび遊べる公園の整備（ソフト） | 地元聞き取り | 理解が得られ 次第設備等設置 | | | | | |
| ③ 防災機能と防犯機能の充実 | | 防災・防犯 機能設置検討 | 以降順次設置 | → | | | |
| ④ 計画的な遊具・設備の更新 | 遊具点検結果 に基づき更新 | → | | | | | |